

特定教育・保育施設の利用定員等について

1. 概要

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」においては、子育て支援法第31条第2項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

2. 新設民間保育園一覧

施設名	設置主体	住所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員 (人)	開園 時期
ゆめのみ保育園	社福	西馬橋	6	12	12	20	20	20	90	H29.4
大金平グレース保育園	社福	大金平	6	12	12	20	20	20	90	H29.4
第三平和保育園	社福	小根本	6	12	12	20	20	20	90	H29.4
常盤平駅前 ナーサリースクール	社福	常盤平	6	12	12	20	20	20	90	H29.4
ケヤキッズ保育園	社福	古ヶ崎	0	0	0	28	28	29	85	H29.4

※ケヤキッズ保育園は公私連携型保育園

3. 公立保育所の利用定員変更

施設名	設置主体	住所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員 (人)	移行 時期
北松戸保育所	松戸市	上本郷	12(9)	15	30	32	33(34)	33(35)	155	H29.4
小金原保育所	松戸市	小金原	6(3)	10	12	20(21)	21(22)	21(22)	90	H29.4
コアラ保育所	松戸市	小金原	9(6)	15	18	26(27)	26(27)	26(27)	120	H29.4
六実保育所	松戸市	六高台	12(9)	30	30	30(31)	31(32)	32(33)	165	H29.4
牧の原保育所	松戸市	牧の原	13(9)	13	22	33(35)	34(35)	35(36)	150	H29.4

施設名	設置 主体	住所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員 (人)	移行 時期
馬橋西保育所	松戸市	西馬橋	13(9)	17	21	21(23)	24(25)	24(25)	120	H29.4
八柱保育所	松戸市	日暮	13(9)	26	27	27(31)	31	31	155	H29.4
小金北保育所	松戸市	中金杉	15(9)	18	24	25(29)	29(30)	29(30)	140	H29.4
二十世紀ヶ丘保育所	松戸市	二十世紀ヶ丘	12(9)	14	20	24(25)	25(26)	25(26)	120	H29.4
新松戸中央保育所	松戸市	新松戸	13(9)	24	24	28(29)	28(29)	28(30)	145	H29.4
松飛台保育所	松戸市	五香西	12(6)	13	13	22(26)	25(26)	25(26)	110	H29.4
増減数			▲43	0	0	23	9	11	0	

() は変更後の定員数

4. 認定こども園への移行

	施設名	設置 主体	住所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員 (人)	移行 時期
幼稚園型認定こども園 ※平成28年4月からは幼稚園のまま施設型給付へ移行											
移行前	牧の原梅檀幼稚園	学校	牧の原	0	0	0	11 (8)	11 (8)	13 (9)	35 (25)	H28.10
移行後	東京認定こども園	学校	牧の原	0	0	0	7 (4)	8 (5)	10 (6)	25 (15)	
幼保連携型認定こども園											
移行前	野菊野保育園	社福	野菊野	17	21	25	25	26	26	140	H29.4
移行後	野菊野こども園	社福	野菊野	17	21	25	26 (1)	28 (2)	28 (2)	145 (5)	
			減員	0	0	0	-3 (-3)	-1 (-1)	-1 (-1)	-5 (-5)	

() は幼稚園部分の定員